

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-58(政策12-施策①))

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|--------|--------|------|------|
| 施策名 | 男女共同参画施策の総合的推進(男女共同参画基本計画)[政策12. 男女共同参画社会の形成の促進] | | | | | |
| 施策の概要 | 平成22年12月17日に閣議決定した、第3次男女共同参画基本計画に基づき、政府一体となった総合的かつ計画的な男女共同参画社会実現のための施策の推進状況を確認し、必要に応じて取組の強化等を働きかける。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 第3次男女共同参画基本計画における、平成32年までを見通した施策の基本的方向の実現と平成27年度末までに実施する「具体的施策」の推進。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
| | 予算の状況(千円) | 当初予算(a) | - | 20,574 | - | - |
| | | 補正予算(b) | - | - | - | - |
| | | 繰越し等(c) | - | - | - | - |
| | | 合計(a+b+c) | - | 20,574 | - | - |
| 執行額(千円) | | - | 11,257 | - | - | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 第180回国会野田総理大臣施政方針演説(平成24年1月24日)(抜粋) 「日本に広がる幾多のフロンティアは、私たちの挑戦を待っています。「女性」は、これからの日本の潜在力の最たるものです。これは、減少する労働力人口を補うという発想にとどまるものではありません。社会のあらゆる場面に女性が参加し、その能力を発揮していただくことは、社会全体の多様性を高め、元気な日本を取り戻す重要な鍵です。日本再生の担い手たる女性が、社会の中で更に輝いてほしいのです。」 | | | | | |

| | | | | | |
|------|-----------------------------|------|-------------------------------|---|----------------------------|
| 測定指標 | 男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の推進状況の確認 | 基準値 | 施策の進捗状況(実績) | | 目標値 |
| | | 22年度 | 22年度 | 23年度 | 27年度 |
| | 年度ごとの目標値 | - | 施策の推進状況を取りまとめた「男女共同参画白書」の国会報告 | 施策の推進状況の確認(男女共同参画白書の取りまとめによる施策の推進状況の確認) | 施策の推進状況の確認及び、男女共同参画基本計画の改定 |

| | | |
|------------|-------------|--|
| 施策に関する評価結果 | 目標の達成状況 | 目標期間終了は27年度である。 |
| | 目標期間終了時点の総括 | <p>目標期間終了は27年度であるが、本年度の総括を行い以下に記載する。</p> <p>【目標の達成状況の検証】 ○女性国家公務員の採用のように着実な成果が見られる分野もあるものの、民間企業や国家公務員における管理職比率等、上昇傾向にあるものの、依然として低い数値にとどまる分野もある。 また、第一子出産前後の女性の継続就業率のように長期的にはほとんど変化していないものや男性の育児休業取得率のように基本計画策定時と比べて最新値で悪化しているものもある。 ○第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視等を行うことを目的に男女共同参画会議に監視専門調査会を設置し、定期的に基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を監視するとともに、成果目標や参考指標の動向についても把握を行った。 また、男女共同参画基本計画において「今後取り組むべき喫緊の課題」の一つとしている「雇用・セーフティネットの再構築」に関する施策について、男女共同参画会議監視専門調査会において監視を実施し、その結果を中間整理として取りまとめた。</p> <p>【今後の方向性】 ○第3次男女共同参画基本計画における基本的な方針のなかで位置づけている、女性の活躍による経済社会の活性化や実効性のあるポジティブ・アクションの推進について、具体的な推進方策を検討するため、平成23年3月から男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会において専門的な議論をお願いし、平成24年2月に最終報告の取りまとめが行われた。 ○この最終報告を受け、平成24年3月14日の男女共同参画会議において、政府全体で取り組むべきこととして、「今後の取組事項について」が決定されたところであり、今後、報告書で取りまとめた推進方策の実現に向け、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携しながら、具体的な取組を進めていく。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ○平成23年3月から男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会において、女性の活躍による経済社会の活性化や実効性のあるポジティブ・アクションの推進について、専門的な議論をお願いし、平成24年2月に最終報告の取りまとめが行われた。 |
|-----------------|--|

| | |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 平成23年版男女共同参画白書(平成23年6月21日閣議決定) http://stage.gender.go.jp/whitepaper/whitepaper-index.html |
|---------------------------|---|

| | | | | | |
|-------|---------|--------|---------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 男女共同参画局 | 作成責任者名 | 推進課長 小林 洋子 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |
|-------|---------|--------|---------------|----------|---------|

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-59(政策12-施策②))

| | | | | | | |
|-------------------------------|---|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 施策名 | 男女共同参画に関する普及・啓発[政策12. 男女共同参画社会の形成の促進] | | | | | |
| 施策の概要 | 男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。 本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| | 予算の状況(千円) | 当初予算(a) | 58,657 | 37,374 | 22,014 | 19,249 |
| | | 補正予算(b) | - | - | - | - |
| | | 繰越し等(c) | - | - | - | - |
| | | 合計(a+b+c) | 58,657 | 37,374 | | |
| 執行額(千円) | 34,360 | 26,509 | | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 第180回国会野田総理大臣施政方針演説(平成24年1月24日)(抜粋) 「日本に広がる幾多のフロンティアは、私たちの挑戦を待っています。「女性」は、これからの日本の潜在力の最たるものです。これは、減少する労働力人口を補うという発想にとどまるものではありません。社会のあらゆる場面に女性が参加し、その能力を発揮していただくことは、社会全体の多様性を高め、元気な日本を取り戻す重要な鍵です。日本再生の担い手たる女性が、社会の中で更に輝いてほしいのです。」 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------|--|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 測定指標 | 男女の多様な生き方を認める割合(「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 平成21年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 27年度 |
| | | 55.1% | 52.1% | - | 55.1% | - | - | 60% |
| | 年度ごとの目標値 | | - | - | - | - | 56% | |
| | 内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 19年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 27年度 |
| | | 月32,000件 | 月32,000件 | 月33,000件 | 月30,000件 | 月44,000件 | 月72,000件 | 月37,000件 |
| | 年度ごとの目標値 | | - | 月32,000件 | 月32,000件 | 月30,000件 | 月33,000件 | |
| | 総合情報誌「共同参画」に関するアンケートの肯定的な評価の割合 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 20年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | - |
| 87% | | - | 87% | 87% | 86% | 81% | - | |
| 年度ごとの目標値 | | - | 70% | 70% | 70% | 70% | | |

| | | |
|------------|-------------|---|
| 施策に関する評価結果 | 目標の達成状況 | ホームページについては、積極的な情報の掲載を行い、アクセス数の増加につながった。また、広報誌についても、目標値を上回った。なお、男女の多様な生き方を認める割合については、23年度は当該世論調査を実施しなかった。 |
| | 目標期間終了時点の総括 | <p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>広報誌や各種パンフレット、ホームページ上での情報提供等、多様な媒体を活用して、分かりやすい広報啓発活動を展開することができた。また、各種表彰を行うことで、ロールモデルを提示するとともに、国民の関心を高めることができた。このうち、ホームページについては、積極的な情報掲載を行い、年間平均アクセス件数が目標値を大きく上回った。</p> <p>また、広報誌等の紙資料の印刷及び梱包・発送については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図るとともに、配布部数及び配布先の精査を行った。ホームページの管理・運用については一般競争入札を行って、引き続き外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めた。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>広報媒体等について、部数の不断の見直しを行う。また、ポスター等の選定に当たり、有識者の意見を聴取し、民間とのタイアップを深めるなど、一層効果的な広報に努める。</p> <p>男女共同参画ホームページの維持・管理の更なる効率化を図る。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>中央大学教授・山田昌弘氏より、御意見を伺った(平成22年6月30日)。 ・様々な場あるいは媒体を通じて、男女共同参画に関する普及・啓発を行っていることは伺えるものの、さらに固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の展開が重要と考える。特に、近年、若年女性に固定的性別役割分担意識の復活がみられる。男性も含めて、若年層への広報を充実させることが望まれる。 ・男女共同参画週間のポスターについては、各年の標語にあわせたデザインを作成、相当数を全国に配布し、広報に努めていることは妥当と考える。(23年度は震災によりポスター作成・配布を取りやめ) ・総合情報誌「共同参画」については、表紙を親しみやすくし、内容を充実したこと、また、配布先の見直しにより、配布先企業を増加したことは評価できるものの、いかに一般の人々に目に触れてもらい、手にとってもらうかが重要である。地方公共団体等に配布している広報誌は、ただ単に配布するだけでなく、いかに効果的に使ってもらうか、そのための工夫が必要なのではないか。 ・ホームページについては、見やすい画面づくりやリンク先の充実など、その努力は評価できる。しかしながら、毎年度、同程度のアクセス数であり、いかにアクセス数を増やすか今後の課題と考える。内容に関しては、男女共同参画に関わる統計資料を「ワンストップ」で調べられるページがあれば、便利だと思う。 ・男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞表彰の件数については、それぞれ12件と妥当な数と思われる。表彰制度は、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた人々のモチベーションを高める上でも必要であり、継続すべきものとする。</p> |
|------------------------|--|

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>総合情報誌「共同参画」におけるアンケート (H24.3調査:インターネットによる読者に対する調査、有効回答数124)</p> |
|----------------------------------|--|

| | | | | | |
|--------------|----------------|---------------|----------------------|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>男女共同参画局</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>総務課長 木下 茂</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成24年8月</p> |
|--------------|----------------|---------------|----------------------|-----------------|----------------|

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-60)(政策12-施策③)

| | | | | | | |
|-------------------------------|---|-----------|---------|--------|--------|--------|
| 施策名 | 男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携〔政策12. 男女共同参画社会の形成の促進〕 | | | | | |
| 施策の概要 | 男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| | 予算の状況(千円) | 当初予算(a) | 128,186 | 97,090 | 93,156 | 90,319 |
| | | 補正予算(b) | - | - | - | - |
| | | 繰越し等(c) | - | - | - | - |
| | | 合計(a+b+c) | 128,186 | 97,090 | 93,156 | - |
| 執行額(千円) | 64,161 | 63,877 | 68,449 | - | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、『男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。』としている。 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------|--|--------------|--------------|------------------|----------------------|------------|------------|--------|
| 測定指標 | 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的な評価の割合(23年度は震災の影響により全国会議は中止したため、フォーラムのみの値) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 19年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | - |
| | | 70%以上 | 70% | 76% | 79% | 82.6% | 85.4% | - |
| | | 年度ごとの目標値 | - | 70%以上 | 70%以上 | 80%以上 | 80%以上 | 80%以上 |
| | 「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理指導者研修」における肯定的な評価の割合(23年度は震災の影響により基礎研修は中止したため、苦情処理研修のみの値) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 19年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 23年度 |
| | | 基礎 - 苦情 - | 基礎 - 苦情 - | 基礎 75.1% 苦情 - | 基礎 77.5% 苦情 76.6% | 79.0% | 75.2% | - - |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | 70%以上 | 70%以上 | 80%以上 | - |
| | 地域における男女共同参画促進の取り組み事例収集件数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標 |
| | | 19年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | - |
| | | 70%以上 | - | - | 57件 | 91件 | 28件 | - |
| | | 年度ごとの目標値 | - | - | 50件以上 | 50件以上 | 100件以上 | - |
| | 「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的な評価の割合及び新規共催団体数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 22年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 23年度 |
| | | 89% 5団体 | - | - | - | 89% 5団体 | 72% 3団体 | - |
| 年度ごとの目標値 | | - | - | - | - | 80% 1団体 | - | |

| | | |
|-------------------|--------------------|---|
| | <p>目標の達成状況</p> | <p>「フォーラム」については、肯定的な評価の割合が80%を超え、目標を達成することができたが、「苦情処理研修」については、肯定的な評価の割合が目標値をやや下回った。地域における男女共同参画促進の取り組み事例集集については、目標値を100件以上としていたが28件に留まった。</p> <p>国・地方連携会議ネットワークによる事業は、目標値を上回る3団体と新規に共催事業を展開することができたが、実施結果に対する肯定的な評価の割合が目標値を下回った。</p> |
| <p>施策に関する評価結果</p> | <p>目標期間終了時点の総括</p> | <p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>「フォーラム」については、前年度のアンケートにおける参加者の意見を踏まえ、講師選定及びパネルディスカッションについては話題性があり、一般市民が興味をもてる内容にするとともに、内閣府からは男女共同参画の施策をより詳しく説明するなど、工夫を行った結果、参加者の満足度の向上が見られた。</p> <p>「苦情処理研修」については、前年度まで男女共同参画に関する基礎研修と合同して開催していたが、平成23年度においては東日本大震災の影響により「基礎研修」を開催しなかったため、「苦情処理研修」単独で実施した。これにより研修日程を前年度までの2日間から半日に短縮したことに伴い、講義時間等も短縮せざるを得なくなったことなどにより、参加者の満足度がやや低くなったものと考えられる。</p> <p>地域における男女共同参画促進の取り組み事例集集については、目標設定当初、2件の調査と1件の事業を予定し、目標値を100件以上としていたが、東日本大震災の影響により、地縁組織における女性の参画の事例収集調査を取りやめ、地域連携支援事業など28件に留まり、目標値を下回った。</p> <p>国・地方連携会議ネットワークによる事業は、特に一般参加者の利便性が低い実施形態（平日・午前等）において参加者の満足度が低下する傾向が見られ、目標値を下回る結果となった。活動テーマとして設定した「女性の経済活動」「ポジティブ・アクション」「女性に対する暴力をなくすための啓発」は、いずれも肯定的な評価の割合に差は見られず、テーマ設定・企画は適切であったと考えられる。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>「苦情処理研修」については、平成24年度は「基礎研修」と合同で2日間にわたり実施することとしているところ、参加者のアンケート結果を踏まえてカリキュラムの見直しをするなどして、参加者の満足度向上に努めたい。</p> <p>また、今後も地域の多様な主体の連携・協働を促し、地域のあらゆる分野で男女共同参画を推進することができるよう、地域の関係機関等に効果的な支援を行っていく。</p> <p>国・地方連携会議ネットワークによる事業は、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民が参加を行いやすい実施形態に留意しつつ、引き続き各共催団体との連携・取組実践のもと、男女共同参画に対する理解増進を図る。</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>第40回男女共同参画会議（平成24年3月14日）において、有識者から以下のとおり、ご意見が出されている。女性の力をこの国の社会の進展に役立てる発想が必要であり、ポジティブアクションをより一層推進し多様な人材活用が求められている。（鹿嶋議員）</p> |
|------------------------|---|

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>・「男女共同参画フォーラム」におけるアンケート（平成23年9月30日於静岡市開催、平成23年11月25日於茨城県開催）（H23.9調査：主に静岡県内から参加の20歳以上の男女、参加者444人に対しアンケートを実施、うち271人より回答（回収率61.0%）） （H23.11調査：主に茨城県内から参加の20歳以上の男女、参加者420人に対しアンケートを実施、うち279人より回答（回収率66.4%））</p> <p>・「男女共同参画苦情処理研修」におけるアンケート（平成23年10月26日実施、男女共同参画局調査課）（H.23.10調査：研修参加者合計79名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち60名より回答（回答率75.9%））</p> |
|----------------------------------|---|

| | | | | | |
|--------------|----------------|---------------|----------------------|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>男女共同参画局</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>総務課長 木下 茂</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成24年8月</p> |
|--------------|----------------|---------------|----------------------|-----------------|----------------|

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-61(政策12-施策④))

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|--------|---------|--------|--------|
| 施策名 | 国際交流・国際協力の促進〔政策12. 男女共同参画社会の形成の促進〕 | | | | | |
| 施策の概要 | 女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換等を行う。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| | 予算の状況(千円) | 当初予算(a) | 43,129 | 109,400 | 24,501 | 22,062 |
| | | 補正予算(b) | - | - | - | - |
| | | 繰越し等(c) | - | - | - | - |
| | | 合計(a+b+c) | 43,129 | 109,400 | 24,501 | |
| 執行額(千円) | 21,470 | 77,080 | 17,507 | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 第180回国会野田総理大臣施政方針演説(平成24年1月24日)(抜粋) 「日本に広がる幾多のフロンティアは、私たちの挑戦を待っています。「女性」は、これからの日本の潜在力の最たるものです。これは、減少する労働力人口を補うという発想にとどまるものではありません。社会のあらゆる場面に女性が参加し、その能力を発揮していただくことは、社会全体の多様性を高め、元気な日本を取り戻す重要な鍵です。日本再生の担い手たる女性が、社会の中で更に輝いてほしいのです。」 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|------|--|---------|-------------|------|----------|----------|--------------------------------------|------|
| 測定指標 | 「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議への出席回数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 過去5年の平均 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 23年度 |
| | | 6回 | 5回 | 5回 | 8回 | 10回 | 10回 | 7回 |
| | 年度ごとの目標値 | | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 7回 | |
| | 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の推進 | 基準値 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標値 |
| | 21年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 27年度 | |
| | 具体的施策の推進 | - | - | - | 具体的施策の推進 | 具体的施策の推進 | <small>推進度合いに基づいた第4次基本計画への反映</small> | |
| | 年度ごとの目標値 | | - | - | - | 具体的施策の推進 | 具体的施策の推進 | |

| | | |
|------------|-------------|--|
| 施策に関する評価結果 | 目標の達成状況 | 国際会議への出席回数は目標値を上回っている。 |
| | 目標期間終了時点の総括 | <p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>国際会議への出席に当たっては、今後とも日本の取組を海外に積極的に紹介するとともに、海外の動向等について聴取し、国内に紹介し、浸透を図るよう努めていく必要がある。このため会議の成果は、ホームページ・メールマガジン、局広報誌等への掲載のほか、一般の方を対象にした「聞く会」等で紹介し、その普及に努めている。</p> <p>第3次男女共同参画基本計画・第15分野の推進については、「女子差別撤廃条約」という用語の周知度等の成果目標を達成できるよう取り組んでいく。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信するとともに、国際会議の成果の国内の普及に努める。</p> |

| | |
|-----------------|------|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 特になし |
|-----------------|------|

| | |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <p>○「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等への出席回数</p> <p>○第3次男女共同参画基本計画(http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/)</p> |
|---------------------------|--|

| | | | | | |
|-------|---------|--------|--------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 男女共同参画局 | 作成責任者名 | 総務課長 木下 茂 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |
|-------|---------|--------|--------------|----------|---------|

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-62(政策12-施策⑤))

| | | | | | | |
|--------------------------------|---|-----------|---------|-----------|---------|---------|
| 施策名 | 女性に対する暴力の根絶に向けた取組〔政策12. 男女共同参画社会の形成の促進〕 | | | | | |
| 施策の概要 | 配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| | 予算の状況(千円) | 当初予算(a) | 76,985 | 76,360 | 87,849 | 151,754 |
| | | 補正予算(b) | 13,214 | 1,043,691 | 237,300 | - |
| | | 繰越し等(c) | - | - | - | |
| | | 合計(a+b+c) | 90,199 | 1,120,051 | 325,149 | |
| 執行額(千円) | 72,084 | 653,181 | 172,221 | | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 特になし | | | | | |

| | | | | | | | | |
|----------|---|----------------------------|-------------|---------|----------|----------------------------------|----------------------|----------------------------|
| 測定指標 | 女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 17年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 23年度 |
| | | 全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村) | - | 全地方公共団体 | 全地方公共団体 | 全地方公共団体(岩手・宮城・福島については、平成23年度に実施) | 全地方公共団体 | 全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市区町村) |
| | 年度ごとの目標値 | | | 全地方公共団体 | 全地方公共団体 | 全地方公共団体 | 全地方公共団体 | |
| | 第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月閣議決定)第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進 | 基準値 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標値 |
| | 平成22年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 27年度 | |
| 具体的施策の推進 | | | | | 具体的施策の推進 | 具体的施策の推進 | 推進度合に基づいた第4次基本計画への反映 | |
| 年度ごとの目標値 | | | | | 具体的施策の推進 | 具体的施策の推進 | | |

| | | |
|------------|-------------|--|
| 施策に関する評価結果 | 目標の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間とし、ポスター・リーフレットを作成し、平成23年度は全地方公共団体へ送付した。 若年層を対象とする予防啓発の促進については、内閣府において作成した予防啓発教材を活用し、効果的な若年層の指導を行えるよう全国5か所で8回(申込多数のため追加開催した1回を含む。)指導者研修を実施した。 男女共同参画センターの相談体制の整備促進を目的とし、都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長及び同男女共同参画センター長を対象とした性犯罪支援体制整備促進に係る課長等会議を開催した。 官民の配偶者暴力被害者支援の関係者(相談員及び相談員を管理する職員)を対象とするワークショップ(管理職2回、相談員3回)を行った。 以上のとおり、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体的な取組を実施した。 東日本大震災の被災地(岩手、宮城、福島)において、女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、相談事業を行った。 |
| | 目標期間終了時点の総括 | <p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力に関するポスター等については、目標どおり、全地方公共団体に送付した。 研修やワークショップは、目標以上に実施することができ、女性に対する暴力の根絶を推進することに寄与したと考える。 東日本大震災の被災地における相談事業は、目標の達成状況を測ることは困難である。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発の充実を図るため、関係ポスター等の配布は、引き続き全地方公共団体に送付する。 若年層を対象とする予防啓発の促進に関する研修については、研修後に行ったフォローアップを活用し、若年層に対する効果的な予防啓発の在り方を検討してまいりたい。 男女共同参画センターの相談体制の整備促進を目的とした研修については、性犯罪被害者に対して適切な支援がなされるよう相談員に対する研修も実施する。 官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象とするワークショップについては、官官・官民の更なる連携強化を図るため、先進的な取組の共有・意見交換等を行い、事例の収集を行うよう引き続き努めてまいりたい。 東日本大震災の被災地における相談事業実施期間中は数多くの相談が寄せられ、また、発災から時間が経つにつれ、相談内容が深刻化し、その件数も増加していることから、中・長期的な被災者の心のケアを行う必要があると考えられる。 |

| | |
|-----------------|--|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 学識経験を有する者により構成される女性に対する暴力に関する専門調査会を開催している。 |
|-----------------|--|

| | |
|---------------------------|------|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 特になし |
|---------------------------|------|

| | | | | | |
|-------|---------|--------|----------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 男女共同参画局 | 作成責任者名 | 暴力対策推進室長 畠山 貴晃 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |
|-------|---------|--------|----------------|----------|---------|

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-63(政策12-施策⑥))

| | | | | | | |
|--------------------------------|--|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 施策名 | 女性の参画の拡大に向けた取組〔政策12. 男女共同参画社会の形成の促進〕 | | | | | |
| 施策の概要 | 女性の参画の現状を明らかにすることにより各種機関・団体等の取組を促すとともに、制度や実情を調査・分析することにより効果的な施策を実施するための基礎資料とし、女性の参画の拡大及びポジティブ・アクション推進についての啓発を図る。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標の達成を目指す。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| | 予算の状況(千円) | 当初予算(a) | 29,708 | 14,914 | 14,609 | 14,601 |
| | | 補正予算(b) | — | — | — | — |
| | | 繰越し等(c) | — | — | — | — |
| | | 合計(a+b+c) | 29,708 | 14,914 | 14,609 | |
| 執行額(千円) | 19,179 | 7,124 | 11,651 | | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 第180回国会野田総理大臣施政方針演説(平成24年1月24日)(抜粋) 「日本に広がる幾多のフロンティアは、私たちの挑戦を待っています。「女性」は、これからの日本の潜在力の最たるものです。これは、減少する労働力人口を補うという発想にとどまるものではありません。社会のあらゆる場面に女性が参加し、その能力を発揮していただくことは、社会全体の多様性を高め、元気な日本を取り戻す重要な鍵です。日本再生の担い手たる女性が、社会の中で更に輝いてほしいのです。」 | | | | | |

| | | | | |
|----------|---------------|---|-------------|------|
| 測定指標 | 女性の参画の拡大状況の確認 | 基準値 | 施策の進捗状況(実績) | 目標値 |
| | | — | 23年度 | 23年度 |
| | — | 国家公務員I種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)における採用者に占める女性割合26.2%(平成23年度)、本省課室長相当職以上に占める女性国家公務員割合2.4%(平成22年)、国の審議会等委員に占める女性の割合33.2%(平成23年)、民間企業の課長相当職以上に占める女性割合6.2%(平成22年) | 女性の参画状況の確認 | |
| 年度ごとの目標値 | | 女性の参画状況の確認(各調査による) | | |

| | | |
|------------|-------------|---|
| 施策に関する評価結果 | 目標の達成状況 | 女性の参画状況を各分野において調査し、概ね達成したといえる。 |
| | 目標期間終了時点の総括 | <p>女性国家公務員の採用(平成23年度26.2%)のように着実な成果が見られる分野もある一方で、民間企業や国家公務員における管理職比率(民間企業は平成22年6.2%、国家公務員は平成22年2.4%)等、上昇傾向にあるが、依然として低い数値にとどまる分野もある。国の審議会等委員はこれまで順調に上昇していたが、平成23年に0.6%減少した。このように、分野によってその現状や進捗に差がみられることから、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のあるポジティブ・アクションを推進することが必要である。</p> <p>第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、分野ごとに「2020年30%」の目標の達成に向けた中間目標を設定するとともに、分野に応じた施策を盛り込んでおり、同計画に沿って取組を強化・加速している。</p> <p>また、平成23年2月から男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会を行い、同調査会報告(平成24年2月)では、雇用、行政、政治、科学技術・学術の4分野における、ポジティブ・アクションの推進方策についての検討・整理がなされた。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 第40回男女共同参画会議(平成24年3月14日)において、有識者から以下のとおり、意見が出されている。 |
| | <p>日本は、残念ながら先進国の中では、女性の活躍の状況は大変低い水準であり、しかも、格差は年々拡大している。男女平等に関する取組も日本は決しておろそかにはしていないが、更に早いスピードで欧米先進国はその取組に当たっていると言える。</p> <p>このような状況は、人口減少や高齢化が進む中で、人的資源の浪費であると思っている。更に一層のポジティブ・アクションを実施することによって、女性の力をこの国の社会の進展に役立てるという発想が必要である。</p> <p>ポジティブ・アクションの必要性については、女性の場合、現状では男性と異なって、能力とか努力によらない格差とか差別があることにある。いわゆる固定的性別役割分担意識の問題や女性への偏見がまだに存在するため、能力が客観的に評価されない、努力しても報われないなどの問題がある。そのため、暫定的に必要な範囲においてポジティブ・アクションを推進することによって、それを取り除いていく、多様な人材を積極的に活用する仕組みをつくるということが、これからの日本社会に強く求められる。(鹿嶋議員)</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <p>○第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) http://stage.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html ○女性の施策・方針決定参画状況調べ(内閣府・平成24年1月) http://stage.gender.go.jp/research/sankakujokyo/2011/index.html ○国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(内閣府・平成23年9月30日現在) http://stage.gender.go.jp/research/ratio/index.html</p> |
|---------------------------|---|

| | | | | | |
|-------|---------|--------|---------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 男女共同参画局 | 作成責任者名 | 推進課長 小林 洋子 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |
|-------|---------|--------|---------------|----------|---------|

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-64(政策12-施策⑦))

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|--------|------|--------|---|
| 施策名 | 新分野における男女共同参画の推進〔政策12. 男女共同参画社会の形成の形成〕 | | | | | |
| 施策の概要 | 男女共同参画の意義についての正しい理解が浸透し、男性自身が自らの問題として、男女共同参画を捉えられるよう、普及啓発、総合的な調査・分析による効果的な施策の検討、男性の家庭・地域への参画促進を行う。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直し等による男性の地域生活や家庭生活への参画を促進する。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| | 予算の状況(千円) | 当初予算(a) | - | - | 27,364 | - |
| | | 補正予算(b) | - | - | - | - |
| | | 繰越し等(c) | - | - | - | - |
| | | 合計(a+b+c) | - | - | 27,364 | - |
| 執行額(千円) | - | - | 24,628 | - | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 特になし | | | | | |

| | | | | |
|------|--|-----|-------|-----|
| 測定指標 | 男性にとっての男女共同参画シンポジウムにおけるアンケートの肯定的な評価の割合 | 基準値 | 実績値 | 目標値 |
| | | - | 23年度 | - |
| | | - | 89.3% | - |
| | 年度ごとの目標値 | - | 70% | - |

| | | |
|------------|-------------|--|
| 施策に関する評価結果 | 目標の達成状況 | 測定指標における目標を達成している。 |
| | 目標期間終了時点の総括 | <p>男性にとっての男女共同参画の意義について正しい理解を促す「男性にとっての男女共同参画シンポジウム」を全国3か所で実施。各会場とも定員を上回る申し込みがあるなど、男女共同参画の意義についての正しい理解が浸透し、男性自身が自らの問題として、男女共同参画を捉えられるよう促すことができた。また、来場者のアンケート調査でも満足度が80%を超えるなど、目標を達成した。</p> <p>また、男性にとっての男女共同参画ホームページの開設、男性の固定的性別役割分担意識に関する総合的な調査研究、男性の地域社会への参画に関する好事例の収集を行った。</p> <p>ホームページを有効に活用し、調査結果や好事例を情報提供するなどにより、男性の地域・家庭への参画促進を図る。</p> |

| | |
|-----------------|------|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 特になし |
|-----------------|------|

| | |
|---------------------------|------|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 特になし |
|---------------------------|------|

| | | | | | |
|-------|---------|--------|---------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 男女共同参画局 | 作成責任者名 | 推進課長 小林 洋子 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |
|-------|---------|--------|---------------|----------|---------|

平成23年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府23-65(政策12-施策⑧))

| | | | | | | |
|--------------------------------|--|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 施策名 | 仕事と生活の調和の推進〔政策12. 男女共同参画社会の形成の促進〕 | | | | | |
| 施策の概要 | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月に新たに制定)に基づき、政・労・使・自治体、国民等、官民が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。 | | | | | |
| 達成すべき目標 | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の基本理念に関する国民の理解を深め、国民運動を通じた気運の醸成を図る。 | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | |
| | 予算の状況(千円) | 当初予算(a) | 73,355 | 32,986 | 12,319 | 19,355 |
| | | 補正予算(b) | - | - | - | - |
| | | 繰越し等(c) | - | - | - | - |
| | | 合計(a+b+c) | 73,355 | 32,986 | 12,319 | - |
| 執行額(千円) | 31,328 | 29,676 | 19,355 | - | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 特になし | | | | | |

| | | | | |
|------|--|------|--|------|
| 測定指標 | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づく施策の進捗状況の確認 | 基準値 | 施策の進捗状況(実績) | 目標値 |
| | | 22年度 | 23年度 | 23年度 |
| | 年度ごとの目標値 | | 施策の進捗状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」のとりまとめ) | |

| | | |
|------------|-------------|--|
| 施策に関する評価結果 | 目標の達成状況 | 施策の進捗状況を確認し、目標をおおむね達成することができた。 |
| | 目標期間終了時点の総括 | <p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和連携推進・評価部会(以下、「評価部会」という。)において、「憲章」及び「行動指針」に基づき、施策の進捗状況を定期的に点検・評価を行い、その結果を、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2011」(以下、「レポート2011」という。)において、平成23年度に講じた仕事と生活の調和の推進に関する国の施策のほか、地方公共団体、労使団体等各主体の取組をとりまとめ、公表した。 ・行動指針では、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について、取組が進んだ場合に達成される水準を示す数値目標を設定しているが、最新値(2011年12月時点)について行動指針策定時(2007年12月)と比較し、25～44歳女性及び60～64歳の就業率、フリーター数、週労働時間60時間以上の雇用者の割合、年次有給休暇取得率、保育等子育てサービスの提供割合、男性の育児休業取得率の6項目について改善がみられた。 ・また、レポート2011では、評価部会での議論を受け、新たに介護と仕事の両立に関する問題をとりあげ、今後の課題と位置付ける等、実態に即した点検・評価を行い、憲章、指針に基づく施策の進捗状況を確認することができた。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価部会では、各主体より現場の隘路、課題、政策に関するニーズ等を把握し、実態に即した施策の展開を図るための情報収集を行う。それにより、憲章等に基づき仕事と生活の調和の実現に向け一層の取組を推進する。 |

| | |
|------------------|--|
| 学識経験者を有する者の知見の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価部会の果たす役割としてこのレポートをまとめているということは、特に数値目標のあるものに対する評価、特に逆行しているものについて、問題の原因がどこにあり、どこを改善していくべきかというようなことは、評価部会としてはやはり考えていかなければならない。(第19回仕事と生活の調和連携推進・評価部会(樋口部会長)) ・最近、介護で職場から離れる人が増えていて、結構問題になっているということが指摘されています。仕事と介護の問題が今、重要になってきているが余り議論がされていなくて、今回そうした問題に踏み込んだレポートにしたい。(第19回仕事と生活の調和連携推進・評価部会(大沢委員)) ・いろいろな団体の中で仕事と生活の調和の推進に向けた取組みが行われていることをレポートとして1つに見える化するということは意味がある(第20回仕事と生活の調和連携推進・評価部会(榊原委員)) ・レポートをもっと多くの人に見てもらうために利用者の利便を図るという観点からレポートに早くアクセスできるようにすべき(第20回仕事と生活の調和連携推進・評価部会(八代委員)) |
|------------------|--|

| | |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2011(平成23年12月22日公表) http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/report.html |
|---------------------------|--|

| | | | | | |
|-------|---------|--------|---------------|----------|---------|
| 担当部局名 | 男女共同参画局 | 作成責任者名 | 推進課長 小林 洋子 | 政策評価実施時期 | 平成24年8月 |
|-------|---------|--------|---------------|----------|---------|